

第69回 連携会議記録

日時 2016/ 1/ 22 15:00～

会場 市役所 401室

参加者数 18 / 24

会議の記録

協議題1 平成28年度修学援助費について

- ・市教委担当より、先日メールにて配布した支給方法の変更の文書および今後の流れを説明していただき質疑応答を行った。
 - ・学校長口座への直接払いについて
学用品費のみ学校長口座へ払い込みできるようになる。限度額との差額が発生した場合は委員会から認定者の口座に振り込み。5月以降の認定と途中の転入は対象外。
 - ・手続き方法について
「就学援助費（学用品費）口座払い依頼書兼請求書／振込先通知文書／債権者マスタ
以上3点を4月末までに提出。債権者マスタは変更がない場合も、学校長口座払いを希望する場合は1部提出。（4月末）
 - ・修学旅行について
修学旅行未払いになっている家庭については委員会で個別に2、3人くらいまでなら対応可能。該当者がいる場合、まずは委員会に要相談。
申請書の振込先口座選択欄で指定すれば、全員分学校長口座に払込できる。
修学旅行費を分割払いにしている場合、全額を学校長口座払込か認定者口座に振込のどちらかになる。
委員会から保護者に直接認定通知書が行くため、学校長口座払込にする場合は学校から保護者に学用品の金額を周知するときその旨を周知して欲しい。
 - ・対象経費になるかどうかのチェックについて
→まず今年の学校徴収の学用品費の内訳を市教委に見てもらって、対象経費にあたるのか判断をしてもらう。
- 業者と学校が債権債務の関係にある場合は原則校長口座払い。学校ごとの対応の違いについて保護者がどう感じるかについては考える必要があるが(小→中での違いなど)、今回は新年度の学校ごとの希望どおりとする。

協議題2 2015年 各部の反省について

各3グループに分かれて反省項目の検討および部内の反省を行った。今後は、各グループの反省を全体にもはかり次回の連携会議において報告する。

実践交流

時間の都合上今日はありません。

<連絡事項>

- ・協議題1で市教委よりお話しがあった各校における学用品費の一覧について来週の木曜日28日までに事務局まで提出願います。